

○桐生市学校規模等適正化統合推進委員会設置要綱

(令和7年4月24日施行)

(設置)

第1条 桐生市学校規模等適正化中学校区検討委員会及び地域協議会設置要綱(令和5年10月23日施行。以下「検討委員会及び地域協議会設置要綱」という。)第16条第1項ただし書により、学校適正配置の方向性の協議及び決定を行うため、学校規模等適正化統合推進委員会(以下「統合推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 統合推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 当該地区における学校規模等適正化の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 別表に掲げる統合推進委員会を置くものとする。

2 統合推進委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから桐生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 当該地区保護者の代表者
- (2) 当該地区住民自治組織の代表者
- (3) 当該地区学校評議員の代表者
- (4) 当該地区青少年関係団体の代表者
- (5) 学校長

(任期)

第4条 統合推進委員会の委員の任期は、委嘱の日から検討委員会及び地域協議会設置要綱第17条第2項の規定による報告が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 統合推進委員会の委員(第3条第2項第5号の委員を除く。)は、当該学校区に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 統合推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、統合推進委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 統合推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、議長が認めた者を委員の代理人として出席させることができる。

3 会議は、委員(前項の代理人を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第8条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、受付をしなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨げ、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (4) その他委員長が傍聴を不適当と認める者

4 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 携帯電話等電子機器による通話(着信音を発することを含む。)をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 写真を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た者はこの限りでない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人は、委員長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(意見の聴取)

第9条 統合推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(書面による調査審議)

第10条 第6条の規定にかかわらず、委員長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を実施することができる。

2 書面による調査審議の議事は、委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(議事録の作成及び公表)

第11条 委員長は、会議の終了後、速やかにその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他委員長又は会議において必要と認めた事項
(庶務)

第12条 統合推進委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育環境課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、統合推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月24日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(会議の招集の特例)

3 この要綱の施行後最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

別表(第3条関係)

統合推進委員会の名称	統合推進委員会設置地区における学校区
新里地区小学校統合推進委員会 新里中央小学校区、新里東小学校区、新里北小学校区	